

春日墓地の使用承継に伴う添付書類

承継者

1. 戸籍(除籍)謄本 1通 (前使用者および同意者との続柄が解るもの)
2. 印鑑証明書 1通

同意者

1. 印鑑証明書 1通

その他

()

(参考)

墓地の使用権の承継と親族の範囲

○ 民法上の承継(第897条、系譜、祭具、墳墓の承継)

1. 系譜、祭具、墳墓の所有権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。
但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者がこれを承継する。
2. 前項の慣習があきらかでないときは、これらの権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

○ 使用権の承継返還(泉大津市、和泉市墓地組合使用条例第7条)

墓地の使用権は次の各号の1に該当する場合は承継することが出来る。

- 1 相続があったとき
- 2 使用権者から埋蔵されてある者の相続人並びに親族に継承するとき
- 3 前項各号の規定により使用権を継承しようとする者は管理者の許可を受けなければならない。

○ 親族の範囲(民法第725条)

次に掲げるものは、これを親族とする。

1. 六親等内の血族
2. 配偶者
3. 三親等内の姻族